

平成25年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成24年度対象)

平成25年9月  
島根県教育委員会

## 目 次

### I はじめに

|            |   |
|------------|---|
| 1 点検・評価の趣旨 | 1 |
| 2 点検・評価の構成 | 1 |
| 3 施策体系表    | 2 |

### II 平成24年度の点検・評価

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 平成24年度の島根県教育委員会委員の活動状況について | 3  |
| 2 しまね教育ビジョン2.1取組状況の点検・評価     |    |
| 施策1 心身の健康を大切にした教育の推進         | 7  |
| 施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進    | 12 |
| 施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進   | 17 |
| 施策4 互いの人権を尊重する教育の推進          | 22 |
| 施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進        | 24 |
| 施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進    | 28 |
| 3 島根県総合教育審議会の意見              | 33 |

#### (参考資料)

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ○ 数値目標・実績一覧                           | 35 |
| ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋 | 37 |
| ○ 各取組における主な報告書等一覧                     | 38 |

## I はじめに

### 1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方・施策を明らかにした「しまね教育ビジョン21（平成15年度に策定（平成19年度及び平成23年度に改訂））」の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価の構成

#### （1）項目

点検・評価の対象項目を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検・評価をします。

#### （2）取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の【基本的な考え方】を転載しています。

#### （3）平成24年度取組の概要

平成24年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

#### （4）数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

なお、平成25年度の数値目標は、平成23年度改訂時に定めた数値目標を記載しています。

平成24年度実績で平成25年度の数値目標を達成した取組についても、引き続き、維持・向上に取り組んでいきます。

#### （5）評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

#### （6）その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

### 3 施策体系表

| 施策                                | 具体的な取組                            |                                |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 心身の健康を大切に<br>した教育の推進            | (1)生活習慣の改善                        | (ア)望ましい生活習慣の確立                 |
|                                   |                                   | (イ)食育の充実                       |
|                                   | (2)体力・運動能力の<br>向上                 | (ア)教科体育の充実                     |
|                                   |                                   | (イ)運動部活動の活性化による競技力の向上          |
|                                   |                                   | (ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援           |
|                                   | (3)心の教育の推進                        | (ア)道徳教育の推進                     |
| (イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成          |                                   |                                |
| 2 夢を描き、その実現<br>に向かっていく教育の<br>推進   | (1)学力の向上                          | (ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実   |
|                                   |                                   | (イ)家庭での学習習慣の確立                 |
|                                   |                                   | (ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進           |
|                                   |                                   | (エ)授業力向上のための研修の充実              |
|                                   | (2)キャリア教育の推進                      | (ア)職業観・勤労観の形成                  |
|                                   |                                   | (イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進        |
| 3 創造性や個性の基礎<br>礎となる感性を育む教<br>育の推進 | (1)読書活動の推進                        | (ア)読書習慣の確立                     |
|                                   |                                   | (イ)学校図書館の充実と活用の推進              |
|                                   | (2)文化活動の活性化                       | (ア)文化に親しむ機会の確保                 |
|                                   |                                   | (イ)地域社会と連携した文化部活動の推進           |
|                                   | (3)ものづくり活動の推進                     | (ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進         |
|                                   |                                   | (イ)専門高校における人材の育成               |
| 4 互いの人権を尊重<br>する教育の推進             | (1)人権を尊重する教育<br>推進のための基盤<br>整備    | (ア)人権を尊重した学校づくりの推進             |
|                                   |                                   | (イ)人権意識を高めるための指導の充実            |
| 5 地域への愛着と誇り<br>を育む教育の推進           | (1)学校・家庭・地域の<br>連携協力による<br>教育力の充実 | (ア)ふるさと教育の推進                   |
|                                   |                                   | (イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進           |
|                                   |                                   | (ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成          |
|                                   |                                   | (エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進 |
|                                   | (2)社会教育の振興に<br>よる生涯学習社会の<br>実現    | (ア)社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化    |
|                                   |                                   | (イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実 |
| 6 すべての子どもたち<br>の学びを支える取<br>組の推進   | (1)不登校の子どもに対<br>する取組の充実           | (ア)教職員の資質向上を図る研修の充実            |
|                                   |                                   | (イ)組織的な支援体制の充実                 |
|                                   |                                   | (ウ)教育相談体制の充実                   |
|                                   |                                   | (エ)多様な学びの場や居場所の充実              |
|                                   | (2)特別支援教育の充実                      | (ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実        |
|                                   |                                   | (イ)社会的・職業的自立の促進                |
|                                   |                                   | (ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実           |

## II 平成24年度の点検・評価

### 1 平成24年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

#### (1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、平成24年度に16回の教育委員会会議を開催し、議決事項32件、承認事項11件、協議事項3件、報告事項85件、その他事項1件について審議を行いました。

(単位：件)

| 回数 | 開催年月日           | 議決 | 承認 | 協議 | 報告 | その他 | 計   | 傍聴者<br>(人) |
|----|-----------------|----|----|----|----|-----|-----|------------|
| 1  | 平成24年4月24日 (火)  | -  | -  | -  | 6  | -   | 6   | 1          |
| 2  | 平成24年5月22日 (火)  | 1  | -  | -  | 3  | -   | 4   | 2          |
| 3  | 平成24年6月13日 (水)  | 3  | -  | 1  | 4  | -   | 8   | 6          |
| 4  | 平成24年7月11日 (水)  | -  | 1  | -  | 5  | -   | 6   | 4          |
| 5  | 平成24年8月24日 (金)  | 1  | -  | 1  | 7  | -   | 9   | 8          |
| 6  | 平成24年9月10日 (月)  | 3  | -  | -  | 13 | -   | 16  | 6          |
| 7  | 平成24年10月12日 (金) | 3  | -  | -  | 8  | -   | 11  | 5          |
| 8  | 平成24年10月15日 (月) | -  | -  | -  | -  | 1   | 1   | -          |
| 9  | 平成24年11月8日 (木)  | 1  | 1  | -  | 6  | -   | 8   | 1          |
| 10 | 平成24年11月20日 (火) | 1  | -  | 1  | 4  | -   | 6   | 2          |
| 11 | 平成24年12月11日 (火) | 1  | 3  | -  | 3  | -   | 7   | 2          |
| 12 | 平成25年1月15日 (火)  | 2  | 4  | -  | 6  | -   | 12  | 7          |
| 13 | 平成25年2月13日 (水)  | 3  | -  | -  | 5  | -   | 8   | 8          |
| 14 | 平成25年2月22日 (金)  | 4  | 1  | -  | 5  | -   | 10  | 2          |
| 15 | 平成25年3月12日 (火)  | 3  | -  | -  | 7  | -   | 10  | 5          |
| 16 | 平成25年3月26日 (火)  | 6  | 1  | -  | 3  | -   | 10  | 7          |
| 計  |                 | 32 | 11 | 3  | 85 | 1   | 132 | 66         |

## (2) 意見交換の実施

### ①教育委員協議会の実施

教育課題への認識を深めるとともに、教育委員の意見を課題解決に反映させるため、教育委員協議会を開催し、意見交換を行いました。

| 回数 | 開催年月日           | 件数 |
|----|-----------------|----|
| 1  | 平成24年4月24日 (火)  | 3  |
| 2  | 平成24年5月22日 (火)  | 3  |
| 3  | 平成24年7月11日 (水)  | 3  |
| 4  | 平成24年8月24日 (金)  | 2  |
| 5  | 平成24年10月12日 (金) | 1  |
| 6  | 平成24年11月8日 (木)  | 3  |
| 7  | 平成24年11月20日 (火) | 1  |
| 8  | 平成24年12月11日 (火) | 4  |
| 9  | 平成25年1月15日 (火)  | 2  |
| 10 | 平成25年2月13日 (水)  | 1  |
| 11 | 平成25年3月12日 (火)  | 2  |
| 12 | 平成25年3月26日 (火)  | 1  |
| 計  |                 | 26 |

### ②教育懇話会への参加

地域の教育関係者が参集する教育懇話会に出席し、教育課題について意見交換を行いました。

| 開催年月日           | 開催場所              | テーマ           |
|-----------------|-------------------|---------------|
| 平成24年7月31日 (火)  | ニューウェルシティ出雲 (出雲市) | 学校図書館活用教育について |
| 平成24年10月17日 (水) | マリンポートホテル海士 (海士町) | いじめ問題について     |
| 平成25年1月24日 (木)  | 三好屋 (益田市)         | いじめ問題について     |

### ③県議会との意見交換

県議会文教厚生委員会委員と教育課題について意見交換を行いました。

- 【開催年月日】平成25年2月13日（水）
- 【開催場所】サンラポーむらくも（松江市）
- 【テーマ】教育を取り巻く環境について

### ④知事との意見交換

知事と教育諸課題について意見交換を行いました。

- 【開催年月日】平成24年4月24日（火）
- 【開催場所】知事室

## （3）教育現場等の視察

### ①学校視察

学校現場の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、学校訪問等の視察を行いました。

| 視察年月日          | 視察先                    |
|----------------|------------------------|
| 平成24年4月25日（水）  | 長浜中学校、出雲養護学校（本校・邇摩分教室） |
| 平成24年5月22日（火）  | 松江北高等学校                |
| 平成24年10月18日（木） | 隠岐島前高等学校               |
| 平成25年1月25日（金）  | 青原小学校、高津中学校            |

### ②公安委員会委員との合同視察

教育行政と警察行政の双方に関連するテーマについて共通の認識を深めるとともに、相互の連携強化を図るため、公安委員会委員との合同視察を行いました。

- 【視察年月日】平成24年6月28日（木）
- 【視察場所】①松江市立第一中学校  
②島根県警察学校

#### (4) その他の活動

##### ①各種会議への出席

全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などに出席し、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

| 開催年月日          | 会議名  | 開催地 |
|----------------|--|-----|
| 平成24年7月18日（水）  | 全国都道府県教育委員会連合会総会                           | 徳島県 |
| 平成24年11月2日（金）  | 新任教育委員研究協議会                                | 東京都 |
| 平成24年11月13日（火） | 中国五県教育委員会委員全員協議会                           | 広島県 |
| 平成25年1月22日（火）  | 全国都道府県教育委員会連合会総会<br>全国都道府県教育委員会連合会教育委員長協議会 | 東京都 |

##### ②国体選手の激励

7月を国体選手競技カレレベルアップ月間と定め、各競技の強化練習会、強化試合の会場を訪問し、選手の激励を行いました。

| 激励年月日         | 競技名      | 会場  |
|---------------|----------|-----|
| 平成24年7月7日（土）  | なぎなた     | 出雲市 |
| 平成24年7月15日（日） | バスケットボール | 松江市 |
| 平成24年7月24日（火） | ラグビー     | 江津市 |



## 2 しまね教育ビジョン21 取組状況の点検・評価

### 施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

#### (1) 生活習慣の改善

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活の拠り所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

#### (ア) 望ましい生活習慣の確立

| 数値目標項目         |     | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|----------------|-----|-------------------|------------------|------------------|
| 朝食を毎日とる児童生徒の割合 | 小学生 | 97.1%             | 97.7%            | 100.0%           |
|                | 中学生 | 91.1%             | 92.1%            | 95.0%            |

##### 【 平成24年度取組の概要 】 (保健体育課)

- ・学校、家庭、地域が一体となった普及啓発を図るため、県内15団体（幼稚園、小・中学校、高等学校のPTA等）に委託して、「子どもの食育・生活習慣づくり」充実モデル事業を実施した。
- ・県内1カ所（奥出雲町）で、「子どもの食育・生活習慣づくり」推進フォーラムを開催し、保護者や地域関係者への普及を図った。

##### 【 評価、今後の対応 】 (保健体育課)

- ・「早寝、早起き、朝ごはん」や「ノーメディアデー」など、生活習慣づくりに取り組む学校や市町村が増加しており、「朝食を毎日とる児童生徒の割合」が年々増加傾向にあるが、目標値に到達できていない状況にある。
- ・核家族化が進み、生活パターンの多様化により子どもだけで食べる「孤食」等の背景も朝食摂取率に影響を与えていると考えられ、引き続き健康福祉部との連携を図り、望ましい食習慣・生活習慣づくりにつながる講演会を開催し、家庭・地域との連携をより一層深めていく。
- ・また、夜遅くまでのメディア接触による影響も、朝食欠食につながっていると考えられ、「子どもの健康づくりサポート事業」を通して、メディアと上手に付き合う方法を身に付け、規則正しい生活習慣の確立を目指す。

#### (イ) 食育の充実

| 数値目標項目            |       | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 学校給食における地場産物の活用割合 | 小・中学校 | 46.4%             | 50.8%            | 50.0%            |

##### 【 平成24年度取組の概要 】 (保健体育課)

- ・食育の推進のため、県内5教育事務所単位で小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員を対象に「食育推進研修」を開催するとともに、栄養教諭を対象に「栄養教諭研修」を実施した。
- ・各小学校で、「食の学習ノート」を活用するとともに、学校給食の中で地場産物を生きた教材として

取り上げ、食に関する指導を行った。

- ・「しまね・ふるさと給食月間」を6月、11月に実施し、学校及び地域における食育の充実と学校給食における地場産物の活用割合の一層の向上を図った。

【 評価、今後の対応 】（保健体育課）

- ・学校給食で、地場産物の活用割合は毎年向上しており、平成24年度は50.8%（食品数ベース）と、島根県食育推進計画（第2次）の目標値である50%を超えている。
- ・各市町村（調理場）での地場産物活用状況には地域差が見られるため、農林水産部との連携を図り、食材供給体制の整備促進に向けた意見交換会を開催するとともに、先進的な事例を県内に普及していく。
- ・近年の子ども達の食生活の乱れから、肥満や生活習慣病の増加が懸念される。このことから、栄養バランスや健康に良いとされる「和食」に着目し、その効果を学校給食関係者、保育所・保育園関係者、保護者等に普及する取組を健康福祉部と連携して行う。
- ・食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭の授業力向上に向けた授業研究会を実施するとともに、「食の学習ノート」を活用しやすくするために、製本して各小学校に配布する。

（2）体力・運動能力の向上

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

（ア）教科体育の充実

| 数値目標項目                              | 対象    | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------------------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 子どもの体力値(親世代(昭和61年度を100とした場合)との体力比較) | 中学2年生 | 95.5              | 95.9             | 96.5             |

【 平成24年度取組の概要 】（保健体育課）

- ・児童生徒の体力向上のため、楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行った。また、この運動プログラムの普及・啓発のため、プログラムの中から数種目を選択し、全校体制で交流活動を行い、協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を18の小学校（募集により選考）で開催した。
- ・「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンとして、学校教育活動全体を通じた体力づくりを推進し、全公立小中学校が「体力向上推進計画」を基に学校体育の充実を図った。
- ・体力向上推進モデル校（5校）を指定し、子どもの体力向上に資する指導法などの研究や実践を行い、「2012子どもの体力向上実践フォーラム」を開催した。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校、高等学校において、各領域の適切な指導ができるように、学校と体育教員に対して情報提供したほか、研修活動を行った。

**【 評価、今後の対応 】**（保健体育課）

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学校では男女とも全国平均を上回り、中学校では男子が全国平均並みで、女子はわずかに下回った。島根県のピーク時の昭和61年の数値と比較すると低い状況にあるため、生活習慣の変化による失われた動き・運動を補う必要があり、それぞれの実態に応じた運動プログラムを組み、柔軟性や筋力、筋持久力などの数値を高める取組を行っていく。
- ・今後はさらに、運動神経が最も成長する未就学期の運動の習慣化や身につけた運動習慣を継続する動機づけと環境づくりを推進する。

**（イ）運動部活動の活性化による競技力の向上**

| 数値目標項目                        | 対象          | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------------------------|-------------|-------------------|------------------|------------------|
| 全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の入賞種目数 | 中学生・<br>高校生 | 41                | 51               | 47               |

**【 平成24年度の取組の概要 】**（保健体育課）

- ・「島根県スポーツ競技力向上計画」に基づき、体育・スポーツ関係団体との緊密な連携の下、本県競技スポーツの総合的なレベルアップを図り、中・高校生の選手育成・強化及び優れた指導者養成に取り組んだ。
- ・ゴールデンエイジアスリート事業を実施することにより、中高生の県外遠征や高校の招請合宿等のジュニア層の競技力向上・強化を図った。
- ・高等学校を対象とした選手強化のため、「特別体育専任教員制度」、「スポーツ推進教員制度」、「重点校制度」、「スポーツ特別推薦制度」を実施し、全国レベルの大会において活躍する選手の育成に取り組んだ。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業では、専門的な指導者がいる学校への派遣も行い、145名の指導者を中学校・高等学校85校へ派遣した。

**【 評価、今後の対応 】**（保健体育課）

- ・中学校、高等学校の全国大会（全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会等）での入賞種目数は51と目標数値を上回った。今後は、将来的な展望に立った中・長期的対策を地域と一体となって実施することにより、ジュニア層の選手強化と普及並びに優秀な指導者の育成を図る。また、トレーナーやスポーツ栄養士等のサポートによる体づくりを支援していく。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業は、チーム力向上につながっていることから、指導者の発掘や派遣人数の拡充により、運動部活動の活性化を図る。

**（ウ）総合型地域スポーツクラブの育成支援**

| 数値目標項目             | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|--------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 総合型地域スポーツクラブ設置市町村数 | 14                | 14               | 19               |

**【 平成24年度の取組の概要 】**（保健体育課）

- ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、しまね広域スポーツセンターと連携し以下の取組を行った。  
センター News やリーフレットの作成配布・ホームページを通じた情報発信などの広報活動

市町村行政担当者やクラブ準備委員会への巡回・相談活動  
クラブ運営の中心となる指導者養成及びマネジメントの質の向上のための講習会  
スポーツ振興くじ（toto）助成金の活用支援

【 評価、今後の対応 】（保健体育課）

- ・平成24年度は新たに2クラブが設立されたが、未設置市町村は前年度と同じである。
- ・既存の地域団体（地区体協等）との役割分担が難しいために設立が困難な地域、クラブの設立・運営のために必要となる会員と会費収入が見込めないために設立が困難な地域が残っている。
- ・今後も、広域スポーツセンターと連携し、クラブ設立の動きがあれば助言や支援を行っていくが、設立済みのクラブが安定した運営や地域スポーツの核として質を高めた活動を行うことに重点を置いて支援する。
- ・併せて、クラブの周知や地域住民がスポーツへの参加意識を高めることにつながるモデル事業の委託や広報活動を推進する。

（3）心の教育の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にする心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

（ア）道徳教育の推進

【 平成24年度取組の概要 】（義務教育課）

- ・地域の教育資源「ひと・もの・こと」を有効に活用して、体験的な活動を取り入れた道徳教育を進めた。（小2～中3は年間35時間以上、小1は年間34時間以上の実施）
- ・道徳教育総合支援事業により、県内5中学校区で保幼小中が連携した道徳教育を進めた。
- ・小・中学校道徳教育講座を開催し、道徳教育推進の中核的指導者を育成した。
- ・県内の道徳教育推進の向上を図るため、指導主事、教頭、教諭等を道徳教育指導者研修へ派遣した。（中央研修…2名、ブロック研修…6名）
- ・ふるまい向上運動を推進する中で、学校・家庭・地域の連携による道徳教育を実施した。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・県内すべての小中学校で体験活動を取り入れた道徳教育が進められた。なお、5中学校区においては特に実践的な研究を進め、その成果をリーフレット等にまとめて、全小中学校へ発信した。
- ・引き続き、道徳教育指導者研修の派遣者を効果的に活用することで、先進的な道徳教育の考え方、進め方を県内全域に発信していく。
- ・道徳教育を充実させるため、道徳教育全体計画、年間指導計画の中に家庭や地域との連携の時期や内容、方法等を盛り込むなどの見直しを図ることで、道徳の時間の強化を図る。
- ・今後、道徳教育総合支援事業、小・中学校道徳教育講座、道徳教育指導者研修への派遣、ふるまい向上プロジェクト、ふるさと教育など、学校教育活動の全体を通して道徳教育を推進する。

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切に作る心の育成

**【平成24年度の実施の概要】**（義務教育課）

- ・総合的な学習の時間や道徳、特別活動等を中心に、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動や体験活動を地域との連携を図りながら実施した。

**【評価、今後の対応】**（義務教育課）

- ・「ふるさと教育」の推進と連動して、県内の全小学校において、地域の教育資源を活用した体験学習が行われている。
- ・今後も家庭や地域との連携を強化したふるさと教育を通して、自然体験活動はもとより、看護・福祉体験や職場体験、ボランティア体験などの社会体験活動を推進する。

**施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進**

**(1) 学力の向上**

**【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】**

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。

併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

**(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実**

| 数値目標項目                               |       | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|--------------------------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 全国学力調査・学習状況調査において、<br>全国を100とした時の県の値 | 小学6年生 | 97.6              | 98.7             | 103              |
|                                      | 中学3年生 | 102.1             | 99.6             | 103              |

| 数値目標項目                        |         | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------------------------|---------|-------------------|------------------|------------------|
| 国語・算数・数学の勉強は好きだとする児童<br>生徒の割合 | 小学6年生国語 | 67.8%             | 69.4%            | 70%              |
|                               | 小学6年生算数 | 63.2%             | 62.3%            | 70%              |
|                               | 中学3年生国語 | 58.0%             | 60.0%            | 60%              |
|                               | 中学3年生数学 | 55.4%             | 57.3%            | 60%              |

**【 平成24年度 of 取組の概要 】 (義務教育課) (高校教育課)**

- ・第3期1年次のしまね学力向上プロジェクトを実施し、「やり抜く力」「学び合う力」「考える力」を身に付け、「社会の一員として夢の実現に向かう子ども」を育成するために学力向上対策を進めた。また、各学校や市町村教育委員会においても、独自に学力向上対策の取組を行っている。
- ・「学習と評価実践研究事業」を新たに実施し、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程編成、指導方法等の工夫改善に関する研究を推進するとともに、「プリント配信システム」を継続して実施し、児童・生徒一人一人の学習状況に応じた支援を行った。
- ・「30人学級編制事業」や「スクールサポート事業」において児童一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育を実施した。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」(医学部進学を希望する高校2年生が主な対象の3泊4日の学習セミナー)に法教育プログラムを加え、文系・理系希望生徒の進路意識の醸成を図った。
- ・「働くこと」や「大学に進学すること」の意味について考え、自らの力で進路決定していくための考え方を学ぶ機会として、高校1年生対象の2泊3日の宿泊研修「学びの力向上チャレンジセミナー」を実施した。

**【 評価、今後の対応 】 (義務教育課) (高校教育課)**

- ・県学力調査の結果によると、本県の児童・生徒の学力は向上する傾向がみられるが、抽出調査で実

施された全国学力・学習状況調査では、小・中学校とも全国平均をやや下回った。基本的な知識・技能は定着しているが、基礎・基本を活用する力などに課題がある。

- ・今後、本県の児童・生徒の学力の課題や指導の改善点について担当指導主事でも共通理解し、学校訪問指導などを通して学校の授業改善に向けての働きかけを行う。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」は、医学部進学を希望する生徒に対し、地域医療に貢献する意欲を高めることができた。また、文系希望者にも、本県の現状を知り、意欲を高めることができた。今後、このセミナーを教職員の教科指導やキャリア教育の研修の場としても機能させ、ネットワークの構築を図っていく。
- ・「学びの力向上チャレンジセミナー」では、県内で活躍する先輩の声を聞くことで、本県に様々な形で貢献することの可能性を知り、自らの進学意欲を高揚することができた。今後、このセミナーを教職員の研修の場と位置づけ、各学校での取組の参考となるようにしていく。

### (イ) 家庭での学習習慣の確立

| 数値目標項目                         |       | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|--------------------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 学校以外で、1日60分以上学習している<br>児童生徒の割合 | 小学6年生 | 52.3%             | 58.4%            | 60%              |
|                                | 中学3年生 | 49.7%             | 47.7%            | 60%              |

#### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・「確かな学力向上のための環境構築事業」の「学習プリント配信システム」により、個に応じて使用できる学習プリントを各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、システムの簡便化や内容の充実を図った。
- ・「家勉充実プロジェクト」を新たに実施し、生徒が主体的に学習に取り組む態度を養うために、家庭学習を充実させる実践研究に取り組み、その成果をリーフレットにまとめて県内の各学校に配布した。

#### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・全国学力・学習状況調査では、「学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合」について、小学生は改善傾向にあるものの、依然として家庭学習の時間は十分ではない。特に、中学生になってから主体的・計画的に家庭学習に取り組むことが十分に行われていない。
- ・家庭での学習習慣の確立に向けて、個に応じた課題の提示や家庭学習につながる授業づくりや家庭への働きかけが必要である。
- ・小学校においては「学習プリント配信システム」を継続実施し、中学校においては家庭学習充実のモデル地域を10地域に拡充し、研究実践を推進する。また、家庭での学びのあり方についてのリーフレットを作成・配布し、家庭での学習習慣定着に向けての働きかけを行っていく。

### (ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

#### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)(高校教育課)

- ・平成21年度から23年度にかけて実施した「幼保小中連携ステップアップ事業」について、その成果を Web 上に公開した。また、学校への調査を通して、成果の積極的活用について各学校へ働きかけた。
- ・小中連携キャリア教育推進事業を新たに実施し、幼保・小・中・地域が連携し、社会貢献への意欲と学習意欲の向上を図るためにキャリア教育と学力向上策を一体化した取組を推進した。
- ・中高連携ステップアップ事業を実施し、中学校・高等学校間の教科指導の連携のあり方について研究し、成果物として中学校既習内容と高校初年次学習内容を接続する橋渡し教材を作成して中学校、

県立学校に配布した。

-----  
**【 評価、今後の対応 】**（義務教育課）（高校教育課）

- ・平成24年10月に実施した調査によると、中学校までの隣接する学校種間で、教職員が合同で授業研究会や研修を行っている割合は86%、校種間のつながりを意識した家庭学習の手引きや学習の約束等を作成している割合は57%で、幼保・小・中学校の連携については進んでいる状況にある。
- ・幼保小中高の連携により、一貫性のある指導を行っていくよう、毎年作成している「各教科等の指導の重点」を通して各学校へ働きかけていく。
- ・平成24年度より教育センターの研修に新設された「園内外連携推進講座」を活用し、幼保小連携の相互理解をより一層深め、具体的な推進が図られるようにする。
- ・中高連携ステップアップ事業では、平成25年度も2地域を指定して、相互に授業公開をしたり、教科での情報交換を密にして、互いの授業力向上に焦点化した連携を推進する。

**（エ）授業力向上のための研修の充実**

**【 平成24年度の取組の概要 】**（義務教育課）（高校教育課）

- ・島根県学力調査及び全国調査の結果を踏まえ、教科教育講座、学校図書館活用教育研修、わかる授業のためのICT活用講座など、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力を高めるための学習方法や教師の指導力の向上に向けた研修を実施した。さらに、「中学校教科指導リーダー養成研修」を実施し、各種研究会で講師を務められるようなリーダーの養成を図った。
- ・平成23年度に引き続き配布した「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック」、「各教科等の指導の重点」に加え、全国指導主事会などの最新情報を基に「実りある授業のために」を作成・配布し、新学習指導要領を踏まえた教育実践の推進を図った。
- ・高校においては、学力向上を図る上で中核的な立場にある教員10名を対象として、教科リーダー教員を養成する研修を行い、その成果を成果報告会で発表した。
- ・若手教員の教科指導力向上としまねの生徒を協働して育てるというチームしまねの意識を高めるために、教職員研修「教科チーム養成事業」を、平成24年度は数学科と工業科で行った。

-----  
**【 評価、今後の対応 】**（義務教育課）（高校教育課）

- ・新学習指導要領の趣旨の理解が進み、言語活動の充実等の授業改善も図られてきているが、教科の目標を達成するための言語活動のあり方や、子どもたちが見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の工夫など、学習指導のさらなる改善が必要である。「各教科等の指導の重点」を活用し、新学習指導要領の趣旨を踏まえたより良い実践が定着するよう働きかけていく。
- ・各教科の教科教育講座、中学校授業力向上研修、教科指導リーダー養成研修などを実施し、教員の授業力の向上を図る。
- ・学校図書館活用教育を引き続き推進し、思考力・判断力・表現力を高める指導力を身に付けられるようにする。
- ・高校においては、教科リーダー教員養成事業の対象となった教員が指導法を積極的に公開する取組が出てきており、引き続き中堅教員の力量アップを図るとともに、ベテラン教員のノウハウを次代に継承する取組を一層進める。
- ・「教科チーム養成事業」では、教員それぞれが抱えている課題、悩みを共有し、課題意識を確認することができた。また、ベテラン教員の指導のノウハウを聞き、自らの指導力の向上を図り、チームしまねとして取り組む姿勢を確認した。この動きを全ての教科で実施していく必要があり、平成25年度は英語科と商業科で行う。



## (2) キャリア教育の推進

### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

### (ア) 職業観・勤労観の形成

| 数値目標項目         |     | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|----------------|-----|-------------------|------------------|------------------|
| 就職を希望する高校生の就職率 | 高校生 | 96.7%             | 98.3%            | 100%             |

### 【 平成24年度取組の概要 】(義務教育課)(高校教育課)

- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを狙いとして、ほとんどの小中学校で、職場見学や職場体験などに取り組んだ。
- 社会貢献への意欲と学習意欲の向上を図るため、小中連携キャリア教育推進事業により、幼保を含めた小・中・地域が連携したキャリア教育と学力向上策を一体化した取組を推進した。
- 県立学校では、明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業(働くことを学ぼう推進事業及び未来を描こう推進事業)において、県内産業や企業の理解を深めるための企業見学事業(28校、3,778名参加)、生徒が主体的に進路を選択できるよう県内企業や事業所の協力により就業体験を行うインターンシップ事業(26校、2,153名、1,044事業所)、県内で活躍する経営者や卓越した技能を有する技術者等を招聘して行う職業意識啓発セミナー事業(25校、7,586名、講師延べ221名)などに取り組んだ。

### 【 評価、今後の対応 】(義務教育課)(高校教育課)

- 県内のほとんどの小中学校で、職場見学や職場体験が実施されており、地域の協力体制のもと、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれつつある。中学校における職場体験については、事前・事後指導を工夫したり、日数を増やしたりするなど、必要な改善を図る。
- 県内中学校の全てのキャリア教育担当者を対象とした研修(小学校は希望者)を実施し、中央教育審議会の答申に示されている「今後の学校におけるキャリア教育の在り方」を踏まえ、キャリア教育担当者としての見識や指導力を養い、資質の向上を図る。
- 小中連携キャリア教育推進事業により、幼保等・小・中・地域が連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進する。
- 専門高校の生徒に対しては「働くことを学ぼう推進事業」を中心に職業観・勤労観の醸成を図ったが、就職率は上昇したものの本人のニーズもあり、全員の就職には至らなかった。今後も企業や関係機関と連携し3年間を通じた計画的なキャリア教育を実施するとともに、求人確保に努める。
- 普通科高校では、平成24年度から企業見学事業等への参加について取組を強化したが、その一層の推進を図るとともに、従来の大学進学を視野に入れた講演会等に加え、大学卒業後の職業・社会を見据えた講演会やインターンシップなどの取組を強化し、学びの先にある社会を意識した教育を推進する。
- さらに、平成25年度から直近3カ年の県立高等学校の高卒就職生を対象とした就業状況調査により就業者の継続状況を把握するとともに、学校と企業等との連携による卒業生のフォローアップ体制を一層強化し、社会・企業等の求める人材育成と個々の生徒に適した就業の推進を図る。

- ・加えて、「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」の産学官連携による課題研究事業、地域・社会、産業界や関係機関との連携等を一層進めることで、生徒が早期から地域・社会の課題を意識し、その解決に向けて意欲的に取り組む活動を強化し、社会やふるさと島根に貢献しようとする気概を持った生徒の育成を推進する。

**(イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進**

| 数値目標項目                                |     | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|---------------------------------------|-----|-------------------|------------------|------------------|
| 高校生の県内就職率(県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合) | 高校生 | 74.1%             | 78.6%            | 76%              |

**【平成24年度の取組の概要】** (高校教育課)

- ・県立学校においては、「働くことを学ぼう推進事業」を地域の企業等の協力を得ながら連携して実施した。特に農業、水産業においては、地域産業の担い手育成事業の実施により地域の農家、水産業者等との連携が深まっており、インターンシップや産学官連携による課題研究等でその成果を継承しながら実施した。
- ・各校の進路指導担当教員と企業との情報交換及び相互理解の場として、学校企業連絡会を開催した。(隠岐地区、松江地区、出雲地区、雲南地区、浜田・江津地区、益田・鹿足地区)
- ・教育委員会、雇用政策課、島根労働局、各ハローワーク、各雇用推進協議会がともに就職支援対策会議を開催し、相互に連携してきめ細かい県内就職支援を実施した。
- ・専門高校及び就職者の多い普通科高校の進路指導担当教員の職場開拓、企業訪問等の時間確保のため、進路指導代替講師を配置した。

**【評価、今後の対応】** (高校教育課)

- ・円高、景気の低迷等により厳しい就職状況が続く中で、関係機関が連携したきめ細やかな就職支援等により県内就職率は目標を超えた。今後、更に連携を強化するとともに、地元企業の理解等の促進を図りながら継続した取組を実施する。
- ・普通科高校や定時制課程の就職希望者に対する支援を進めていくため、就職者の多い普通科高校に対する進路指導代替講師の配置を拡充する。
- ・また、商工労働部、農林水産部等の関係知事部局及びふるさと島根定住財団、地元市町村や雇用推進協議会等と連携した支援を進めていく。
- ・地域でつなぐキャリア教育モデル事業により、小・中・高校と地域が一体となったキャリア教育のあり方を調査・研究し、地域産業等の理解促進を図る。

### 施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

#### (1) 読書活動の推進

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。

このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」（平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画（\*））を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

（\*「島根県子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月に第2次計画を策定。）

#### (ア) 読書習慣の確立

| 数値目標項目                   |     | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|--------------------------|-----|-------------------|------------------|------------------|
| 平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合 | 小学生 | 17.9%             | 18.4%            | 10%              |
|                          | 中学生 | 30.8%             | 32.7%            | 20%              |

##### 【 平成24年度の取組の概要 】（義務教育課）（社会教育課）

- ・学校図書館の機能を高めることにより児童生徒の読書活動を推進することを目的として、小中学校の学校司書等の配置と学校図書館司書教諭の発令が進むよう、市町村への財政支援と司書教諭の資格取得への補助を行った。
- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等配置事業を実施し、学校司書等を配置する市町村に対して財政支援を行った結果、学校司書等の配置が進んだ。
- ・多くの学校で、朝読書など、読書に親しむ機会を工夫した。全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校の76.1%、中学校の89.8%で週に複数回以上朝読書を実施している。
- ・「子ども読書県しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会と公共図書館に企画公募し、県内3カ所でしまね子ども読書フェスティバルを開催した。
- ・未就学児の読書習慣の定着を目指し、推奨したい子どもの本を「しまね子育て絵本」として選定し、県立図書館に配備するとともに、全市町村に寄託し、幼稚園、保育所、その他未就学児が集まる施設等で活用した。

##### 【 評価、今後の対応 】（義務教育課）（社会教育課）

- ・県内ほとんどの小中学校の図書館が「人のいる図書館」になったことで、子どもたちが図書館を多く訪れるようになり、週に1回以上学校図書館や地域の図書館に行く児童生徒は全国に比べて小学校で12.5ポイント、中学校で5.9ポイント高くなっている。
- ・学校アンケートによると、「児童生徒にとって居心地のよい図書館となっている」と答えた小学校の割合は90%を超えており、中学校も80%を超えている。学校図書館が子どもたちにとって心休まる場所となっている。
- ・島根県学力調査によれば、1か月に読む本の冊数は、平成21年度から24年度にかけて小4から中3のほぼ全学年で増加しているが、抽出調査で実施された全国学力・学習状況調査によると、平成24年度における平日全く読書をしない児童生徒は前年度から微増している。

- ・公立小中学校では、学校司書等については99%の学校に配置され、司書教諭は70.9%の学校で発令されたが、今後も引き続き学校司書の配置及び司書教諭の発令が進むよう市町村に働きかける。
- ・今後、学校司書研修等の場において効果的な読書活動の取組等を取り上げ、普及させることによって、各学校において子どもたちが一層読書に親しむ活動を広げていく必要がある。
- ・しまね子ども読書フェスティバルでは、各市町村の主体的な取組により読書活動に対する意識が高まり、読みイベントやしまね子育て絵本の活用を取り入れた活動が各地で行われた。今後もこの活動を通し、各地域での子ども読書活動がより推進されるよう、開催を促していく。

#### (イ) 学校図書館の充実と活用の推進

| 数値目標項目                      |     | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-----------------------------|-----|-------------------|------------------|------------------|
| 学校図書館を活用した授業を学期に複数回行った学校の割合 | 小学校 | 72.7%             | 70.3%            | 85%              |
|                             | 中学校 | 33.5%             | 50.5%            | 50%              |

#### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)(高校教育課)(社会教育課)(特別支援教育課)

- ・児童生徒の感性や創造力を高めるための読書活動の推進と、情報活用教育を育成するための学校図書館活用教育の推進を図るための事業を実施した。
- ・学校図書館を活用した調べ学習を推進するために、「課題の設定→情報の取り出し→分析・整理→まとめ→発表」という調べ学習の展開の最後の形である「発表」に注目した「しまね調べ学習プレゼンテーションコンテスト」事業を実施した。
- ・県内全ての学校図書館司書教諭を対象とした研修を行い、学校図書館活用教育が全小中学校で展開されるよう県内全小中学校の司書教諭等への研修を実施した。
- ・県立高校においては、平成23年度に引き続き11学級以下の高校(平成24年度:14校)に学校司書を配置し、図書館担当教職員を対象とする研修を行った。
- ・特別支援学校においては、平成23年度に引き続き図書館環境整備員を配置し、図書館の環境整備の基盤づくりを行った。
- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。

学校司書研修:9回開催し、延べ632人が参加

学校図書館ボランティア研修:4回開催し、延べ61人が参加

学校図書館活用教育研修会:2回開催し、延べ196人が参加

#### 【評価、今後の対応】(義務教育課)(高校教育課)(社会教育課)(特別支援教育課)

- ・人が配置されたことにより学校図書館の環境整備が進んでいる。
- ・図書標準が達成されるよう引き続き市町村に対して働きかける。
- ・学校図書館活用に係る諸事業を実施したことにより、多くの児童生徒が学校図書館を利用している。市町村も、ボランティアの配置から学校司書の配置に切り換えるなど、学校司書の有用性を認めている。
- ・学校司書を配置した県立高校14校においては、図書館の整備、広報活動等が進み、貸出冊数が増加し、授業での図書館活用も活発になった。
- ・県立高校においても、図書館活用教育をさらに推進するため、研修や教科の講座を通して、図書館担当の教職員だけでなく学校全体での意識高揚を目指していく必要がある。
- ・特別支援学校においては、図書館環境整備員の配置により、図書館の基本的な環境整備が進み、図書館活用も活発になった。今後、学校司書の配置や児童生徒の学習活動や読書活動の取組を進めていく必要がある。

- ・県立図書館では、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書やボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に、今後も継続して取り組んでいく。

## (2) 文化活動の活性化

### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

### (ア) 文化に親しむ機会の確保

| 数値目標項目                        |        | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------------------------|--------|-------------------|------------------|------------------|
| 音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施している学校の割合 | 小・中学校  | 69.0%             | 72.5%            | 80%              |
|                               | 高等学校   | 81.4%             | 82.5%            | 90%              |
|                               | 特別支援学校 | 66.7%             | 58.3%            | 80%              |

### 【 平成24年度取組の概要 】(義務教育課)(社会教育課)

- ・ふるさと教育や総合的な学習の時間の中で芸術文化の鑑賞・体験活動、地域の伝統芸能の体験などを実施した。  
芸術鑑賞(体験)実施率 小学校…78%、中学校…61%
- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。  
次代を担う子どもの文化芸術体験事業：34会場(58校)  
児童演劇地方巡回公演：4会場(25校、保育園を含む)
- ・「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を推進し、郷土芸能等の芸術文化に親しむ機会を確保した。

### 【 評価、今後の対応 】(義務教育課)(社会教育課)

- ・学校が地域の文化団体、公民館等との連携を図り、本物の芸術、伝統芸能等に親しむ機会を増やす。
- ・音楽や美術、演劇など国内をはじめ海外で活躍している芸術家に直接接触する活動は、子どもたちの芸術に対する関心を高めるとともに、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋がり、今後も取組を進めていく必要がある。国や文化団体等と連携して優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努めていく。
- ・ふるさと教育を通して、多くの児童生徒が伝統芸能等の芸術文化に親しみ、体験することができた。今後も、ふるさと教育の質的・量的充実を促し、地域の芸術文化を含む地域の「ひと・もの・こと」を活用した学習を推進していく。

### (イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

#### 【 平成24年度取組の概要 】(社会教育課)

- ・指導者の確保が困難な文化部活動がある学校(中学校・高等学校)では、地域の社会人等に指導を依頼しており、その講師謝金の一部を支援して、文化部活動を推進した。  
中学校：21校(延べ22人)、高等学校：32校(延べ57人)
- ・中学生の文化祭「アートフェスティバル2013」を開催して、活動成果を地域社会に総合的に発表する機会を提供した。  
出演校【舞台の部】：8校(弁論、英語弁論、独唱、郷土芸能、吹奏楽)

展示作品【展示の部】：60点（書写、版画）

- ・第12回全国中学校総合文化祭に、県大会で優秀な成績を収めた作品を出品参加した。

出品作品：46点（書写、版画）

- ・島根県高等学校文化連盟が主催する講習会、発表会等を支援（共催負担金の交付）し、社会人指導者による講習の機会、地域社会に成果を発表する機会を設けることを推進した。
- ・第36回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援（島根県高等学校文化連盟への補助金交付）し、参加を促進した。

参加部門：16部門、参加生徒：195名

-----  
**【 評価、今後の対応 】**（社会教育課）

- ・学校関係者と地域・文化団体が連携して、中学校・高校で文化活動の成果を発表する機会を提供するとともに、社会人指導者を派遣することができた。
- ・文化部活動の参加生徒や指導者を確保し、活動水準を維持、向上していくために、地域や文化団体との連携を一層深めて、活動成果の発表機会の提供や社会人指導者の活用による技術力や表現力の向上を図っていく。

### （3）ものづくり活動の推進

#### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切に作る心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

#### （ア）小・中学校におけるものづくり活動の推進

-----  
**【 平成24年度の取組の概要 】**（義務教育課）

- ・社団法人島根県建設業組合連合会の協力を得てもものづくり体験教室を実施したり、島根県技術・家庭科教育研究会の主催する中学生ものづくり競技大会を後援したりするなど、ものづくり活動を推進した。
- ・ふるさと教育の一貫として、小中学生が地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりについて学ぶとともに、ものづくり活動に取り組んだ。

-----  
**【 評価、今後の対応 】**（義務教育課）

- ・ものづくり体験教室やものづくり競技大会の参加者のアンケートから、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができたと評価できる。
- ・今後、技術・家庭科の教科指導研修や学校訪問における指導により、小中学生が優れた技能士の技を直接見たり体験することを推奨し、ものづくりに対する意欲を高め、ものづくり活動の輪が広がるようにする。

#### （イ）専門高校における人材の育成

-----  
**【 平成24年度の取組の概要 】**（高校教育課）

- ・生徒が地域や企業と連携し、継続的に課題解決学習に取り組む「産学官連携による課題研究事業」を専門高校を対象として実施した。（実績：16校、34テーマ）
- ・専門高校等で学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るため、高度な資格・検定を取得した390人の生徒に対し、職業資格取得者等顕彰制度により表彰を行った。

- ・ 専門高校の生徒による学習成果の発表の場である全国産業教育フェアへ5校（松江工業、松江農林、出雲工業、出雲商業、出雲農林）が参加した。

-----  
**【 評価、今後の対応 】**（高校教育課）

- ・ 「産学官連携による課題研究事業」は、専門分野の知識や技術の習得、職業観や勤労観の育成、コミュニケーション力の向上に繋がった。また、地域貢献意識やふるさと意識の醸成、地元企業への理解促進や県内就職率向上にも寄与している。さらに、商品開発を通じて生徒の問題解決能力や企画力が高められた。
- ・ 今後も地域企業や関係機関との連携を強化するとともに、地域の人材ニーズを的確に把握し、県内産業振興の基盤である人材の育成を図る。
- ・ 専門高校における資格取得や全国産業教育フェアへの参加は、学習に対する意欲を高めるだけでなく、より高い技術や技能を追求する契機にもなっていることから、今後も推進する。

#### 施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

##### (1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

###### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に  
応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保  
護者の意見を大切にした学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段  
階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携によ  
り、総合的な視点から人権教育を推進します。

##### (ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

| 数値目標項目  |                         | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|---|-------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| グループ協議やワークショップなどの手法<br>を取り入れた参加体験型の研修を実施し<br>ている学校の割合 | 小・中学校<br>高等学校<br>特別支援学校 | 56%               | 56%              | 80%              |

###### 【平成24年度の取組の概要】(人権同和教育課)

- ・研究指定を行った幼稚園(1園)、小学校(2校)、中学校(2校)、高等学校(1校)、特別支援学校(1校)に訪問指導を行い、人権尊重の精神に立つ学校づくりについて指導・助言を行った。
- ・研究指定を行った小学校、中学校、高等学校が研究発表を行い、取組の成果を周辺の学校や地域に広げることができたほか、研究成果について県のホームページで紹介した。
- ・主任研修等で、教職員の人権意識を上げていくために、参加体験型の研修を取り入れた研修の必要性について講義を行った。

###### 【評価、今後の対応】(人権同和教育課)

- ・県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における参加体験型の研修の実施率は昨年度と同じであった。今後、研修資料を作成し、各種研修会で研修の進め方について演習を通して実施していく必要がある。
- ・今後も研究指定校の取組の成果の普及と各種研修会の研修内容の工夫を行い、人権を尊重した学校づくりの推進を図っていく。

##### (イ) 人権意識を高めるための指導の充実

###### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)(人権同和教育課)

- ・研究指定校訪問指導や人権・同和教育主任者等研修等の研修を通じて、教職員の授業力向上のための指導・助言を行うとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の考え方を各学校の実践に反映させるため、教職員研修資料の活用について各種研修で働きかけた。
- ・児童生徒への指導資料として「人権施策推進基本方針〔第一次改定〕小・中・高校生版」の活用を各種研修で働きかけた。
- ・いじめや不登校等生徒指導上の課題への対応能力の向上を目的として、国立・私立を含めた県内全ての学校(小・中・高・特)の生徒指導主任・主事等を対象とした研修を県内5事務所で実施した。
- ・生徒指導上の諸課題に幅広く対応できるリーダーの育成を図ることを目的として、生徒指導実践研修を県内3会場で実施した。

###### 【評価、今後の対応】(義務教育課)(人権同和教育課)

- ・人権・同和教育の研究指定校においては、訪問指導での指導内容を研究の推進や研究授業に反映させた取組が行われた。今後も継続した指導を行っていく。



- ・主任研修等の協議の場において「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を踏まえた意見交換がなされた。今後も「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の定着が図られるように、資料の活用を働きかけていく。
- ・全体研修のほか、個々の参加者のニーズに応じたスキルアップ研修を実施することにより、それぞれの学校の状況に即した内容で実施できた。しかし、研修で身につけたことが、現場での指導に役立ったかどうかを確かめることは十分できなかった。
- ・生徒指導上の課題解決のためのスキルアップ研修と組織対応充実研修を開催する。その際、研修したことが現場での指導に生かせるようにするため、演習を中心とした体験型の研修内容を取り入れていく。

**施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進**

**(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実**

**【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】**

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

**(ア) ふるさと教育の推進**

| 数値目標項目                     |       | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|----------------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合 | 小・中学校 | 100%              | 100%             | 100%             |

**【 平成24年度の実施の概要 】**（義務教育課）（高校教育課）（社会教育課）

- ・「学社連携・融合」（＝地域の大人が学校教育を支援）の理念に基づく、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。このうち、「地域医療」をテーマに取り組む場合は、通常の助成とは別に上乘せ助成を行った。また、郷土の歴史、文化、人物の学習に係る関連図書の整備費を助成した。
- ・ふるさと教育に関わる地域人材の発掘・供給を円滑に進めるための研修会を開催した。

**【 評価、今後の対応 】**（義務教育課）（高校教育課）（社会教育課）

- ・県内全ての公立小・中学校・全学年・全学級において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育が実施された。
- ・学校では地域の教育資源を生かした特色ある教育活動を行い、学習発表会等では「ふるさと教育」の実践が発表された。また、学校を核にした活動により地域の活性化が図られたケースが見られたほか、市町村独自の研修会が開催された。
- ・今後も、ふるさと教育を推進する体制を確立するため、教員・指導者・ボランティア研修の実施等により市町村教育委員会への支援等を行う。

**(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進**

| 数値目標項目                                     | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|--|-------------------|------------------|------------------|
| 「放課後子ども教室」若しくは「放課後児童クラブ」の何れかを設置している小学校区の割合 | 84.6%             | 87.8%            | 90%              |

**【 平成24年度の実施の概要 】**（社会教育課）

- ・子どもに交流と体験の場を提供する放課後子ども教室、子どもに生活の場を提供する放課後児童クラブをはじめ、放課後対策を行っている現場を訪問して情報収集や運営に関する助言等を行った。

- ・放課後の子どもに関わる指導者等の研修会を市町村と連携協力して実施し、コーディネーター・指導員等の養成・資質向上を図った。

研修開催回数 ・コーディネーター研修 5回  
・地域別課題研修（指導員・ボランティア研修） 36回

延べ参加人数 約2,700人

- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会を開催し、指導者研修の企画及び事業の検証・評価等を行った。

#### 【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・放課後子ども教室または放課後児童クラブのいずれかが全市町村で導入された。内訳は、両事業とも実施が47%（小学校区割合・以下同）、放課後子ども教室のみ実施が18%、放課後児童クラブのみ実施が23%、いずれも未実施の小学校区が平成19年度26.5%から平成24年度12%と減少した。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブを設置していない校区の数が減少し、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。また、現在未設置の地域においても放課後のあり方や地域で子どもを育む仕組み作りについて検討される場が持たれ、理解も深まってきている。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブに関わる大人や子どもが年々増加する傾向にあり、大人も子どもへ進んで声かけをする、学校への関心を持つなど、地域の子どもの地域ぐるみで育てる気運の醸成に繋がっている。ふるさと教育、学校支援、家庭教育支援とも連携し、今後一層地域における教育支援活動を推進していく。

#### （ウ）公民館活動の充実による「地域力」醸成

##### 【 平成24年度の取組の概要 】（社会教育課）

- ・企画プレゼンテーション大会において、19公民館等がプレゼンテーションを行い、18か所を新規モデル公民館として採択した。
- ・大会には、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等約280名が参加し、地域力醸成をめざす公民館の熱意・意欲を体感した。
- ・平成22年度からの継続モデル公民館21を加えた計39公民館において、それぞれの地域で地域力醸成に向けたモデル的な取組の実践が新聞や広報紙等で紹介されたほか、モデル公民館の取組を紹介するDVDを制作し、県内外に情報発信した。また、モデル公民館の取組について、調査を実施し、取組の成果を検証した。
- ・地域住民を対象とする「ふるまい向上」に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい向上」に向けた意識啓発に取り組んだ。

##### 【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・モデル的な取組の実践が県内外に発信された結果、公民館職員の意欲の向上や住民自治活動の機運が高まりつつある。
- ・53か所の公民館で「ふるまい向上」に関わる研修会等が実施された。
- ・モデル公民館の調査を基に、特徴的な取組について再検証し、地域力醸成のノウハウを事例集にまとめ、県内外へ広く発信していく。
- ・今後も、公民館の地域課題に関わる取組に支援を行っていく必要がある。

#### （エ）社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

##### 【 平成24年度の取組の概要 】（社会教育課）

- ・6市8町1村へ22名の「社会教育主事」を派遣し、市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりに努め、ふるさと教育、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、実証！「地域力」醸成プログラム等の事業を推進した。

- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を4回（内1回は初任者研修）行った（延べ参加人数196人）。

【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・社会教育主事を受け入れている市町村においては、ふるさと教育推進事業、学校支援地域本部、放課後子ども教室などの社会教育関係事業が積極的に実施され、学校・家庭・地域の連携体制づくりが進んだ。
- ・今後も、社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力による実践活動を支援するとともに、実践の成果等を周知していく必要がある。また、未派遣の市町に対して配置の働きかけを継続して行っていく必要がある。

（2）社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

| 数値目標項目                | 改訂時数値<br>(平成22年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-----------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数 | 1,382人            | 1,429人           | 1,500人           |

（ア）社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化

【 平成24年度の取組の概要 】（社会教育課）

- ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を実施した。  
（主な研修内容）基礎研修（4講座）、専門研修（3講座）、課題別研修（3講座）など
- ・「親学プログラム」（親としての役割や子どもの関わり方の気づきを促すための研修会を進行する手引書（マニュアル））の普及のための親学ファシリテーター（進行役）を274名養成した（平成24年度は164名）。また、親学プログラムを活用した学習会の開催数は216回、参加者数は延べ6,217名で、これまで養成したファシリテーターの約62%が実際に講座進行を行った。
- ・情報誌「しまねの社会教育だより」第11号～13号を発行し、市町村の社会教育・生涯学習に関わる指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供した。
- ・学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧業務等を行うとともに、西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業教材（CD・テープなど）の室内視聴や貸出を行った。

【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・社会教育研修センターが実施する研修により、市町村等各地域や関係団体において、学習支援事業を企画・実施・運営できる社会教育実践者が増加している。
- ・引き続き、地域において住民の学習活動を支える社会教育指導者等の養成を目指し、人材養成と調査・研究に特化した取組を進め、学習成果が個人内にとどまらず、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう指導者養成に力を入れていく。
- ・市町村の社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラム企画等に役立つ情報誌を今後も継続して発行する。

## (イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

### 【平成24年度の取組の概要】(社会教育課)

- ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に取り組んだ。
- ・県立図書館では、公共図書館職員研修や市町村読書普及研修、地域図書館職員研修などを開催し、地域における学習支援機能の充実に取り組んだほか、平成24年10月には松江市において全国図書館大会を実施した。

図書館関係職員(初任・読書普及)研修 : 4回 (参加者 : 186人)

地域図書館職員研修 : 4カ所 (参加者 : 52人)

ボランティア研修(親子読書アドバイザー等) : 7カ所 (参加者 : 210人)

全国図書館大会(10月25, 26日) (参加者 : 1,406人)

- ・青少年の家、少年自然の家では、サン・レイクフェスティバル(春・秋)、チャレンジ・ザ・サマー(第1回、第2回)など学習支援に資する各種主催事業を企画・実施した。

受入研修事業を含めた研修者数

(青少年の家) 48,408人(対前年97.5%)、(少年自然の家) 28,006人(対前年106.2%)

### 【評価、今後の対応】(社会教育課)

- ・県立図書館では公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修を開催し、職員の資質向上を図ることにより、公共図書館や学校図書館を活用する取組が着実に進められている。今後も県内すべての公立図書館や公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に継続的に取り組む。
- ・青少年の家では、利用者アンケートにおいて、研修内容・職員の対応・施設設備等を含む研修全体に対して、高い利用満足度(84%以上)の評価を得た。今後も、利用満足度を高めるために職員資質向上の研修のほか、体験活動プログラムの更なる向上に取り組む。
- ・少年自然の家においても、利用者アンケートにおいて、高い利用満足度(90%以上)の評価を得た。特に、職員の対応についての小学校引率者の満足度は100%であった。今後も職員資質向上のために職員研修を充実させ、利用者へ「安全・安心・感動」をより一層提供できる施設運営に取り組む。
- ・新学習指導要領において自然体験や長期宿泊体験活動を積極的に実施・充実するよう明記されたこともあり、学校や公民館等に向けてリーフレットを配布するなど、青少年教育施設の魅力を伝え、大いに活用されるようPRしていく。
- ・また、閑散期対策に引き続き取り組むとともに、ふるまい向上などの施策と連携し、親学ファシリテーターを活用するなど、乳幼児やその保護者への取組を強化する。

## 施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

### (1) 不登校の子どもに対する取組の充実

#### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

| 数値目標項目      |       | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 不登校児童生徒数の割合 | 小・中学校 | 1.41%             | 1.33%            | 1.19%            |

※平成24年度実績値については、調査結果が公表されていないため、学校基本調査の速報値を記載しています。

#### (ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

##### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・いじめや不登校等生徒指導上の課題への対応能力の向上を目的として、国立・私立を含めた県内全ての学校(小・中・高・特)の生徒指導主任・主事等を対象とした研修を県内5事務所で実施した。
- ・生徒指導上の諸課題に幅広く対応できるリーダーの育成を図ることを目的として、生徒指導実践研修を県内3会場で実施した。

##### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・全体研修のほか、個々の参加者のニーズに応じたスキルアップ研修を実施することにより、それぞれの学校の状況に即した内容で実施できた。しかし、研修で身につけたことが、現場での指導に役立ったかどうかを確かめることは十分できなかった。
- ・生徒指導上の課題解決のためのスキルアップ研修と組織対応充実研修を開催する。その際、研修したことが現場での指導に生かせるようにするため、演習を中心とした体験型の研修内容を取り入れていく。

#### (イ) 組織的な支援体制の充実

##### 【平成24年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・各教育事務所に生徒指導専任主事各1名に加え、平成24年度は8名の指導主事(市町村派遣)を配置し、合計13名で市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を整備した。
- ・県内の全学校(小・中・高・特)の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議や情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。
- ・課題を抱える児童生徒に対する支援のあり方についての教職員の知識や技能の向上を図るため、「一対一の関係性を基盤とした生徒指導の推進」をテーマに各種生徒指導研修を行った。

##### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・各種生徒指導研修を行うことで、課題を抱える児童生徒に対する支援のあり方についての教職員の知識や技能の向上が図られた。
- ・各生徒指導研修を通して、児童生徒への支援の具体的な方法等を教員自らが考え、取り組んでいける姿勢を構築する必要がある。

## (ウ) 教育相談体制の充実

### (A) スクールカウンセラーの配置の推進

#### 【平成24年度の実施の概要】(義務教育課)

- ・教育相談体制を充実するため、小学校35校、中学校99校、高等学校43校、特別支援学校1校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適應の悩み相談対応を実施した。(総相談件数：7,723件)(相談以外の活動：6,800件)

#### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・スクールカウンセラーの配置などにより児童生徒の問題行動の未然防止や早期対応を行った。スクールカウンセラー連絡協議会からは、多くの児童生徒が心の安定を得たとの報告があった。
- ・問題行動に対しては、早期発見と迅速かつ適切な対応が求められるため、関係諸機関との一層の連携強化を図る。また、不登校児童生徒に対しては、担任任せでなく組織的なきめ細やかな対応が必要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部人材の効果的な活用も検討する。
- ・スクールカウンセラーに限られた時間内で十分に活用されたかを検証し、配置時間数や校内研修を含めた活用方法などを一層工夫する必要がある。

### (B) クラスサポートティーチャーの配置

#### 【平成24年度の実施の概要】(義務教育課)

- ・中1ギャップ(問題行動及び不登校生徒数が小6年に比して中1年で3~4倍に増)への対応策の1つとして、大規模中学校19校(第1学年の学級数が3学級以上で、かつ1学級の生徒数が31人以上の学校)の第1学年に対して、2学級に1人の割合で非常勤講師(クラスサポートティーチャー)を計40名配置した。

#### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・事業実施校の中学1年生に、不登校や問題行動(特にいじめ)の人数や件数に減少が見られた。
- ・クラスサポートティーチャーが教職員と連携し、組織的に生徒に関わっている学校が多く見られる。
- ・クラスサポートティーチャーによって、授業中のサポートだけではなく、休憩時間中の生徒の様子にも目が行き届き、生徒の細かな変化にも素早く対応できるなど、生徒に安心感を与える効果があったことから、今後も継続して取り組む。

### (C) 子どもと親の相談員の配置

#### 【平成24年度の実施の概要】(義務教育課)

- ・児童にとって身近な相談相手となる相談員を25校の小学校に配置し、学校の教育相談体制の充実に努めた。また、子どもと親の相談員は、親の子育て相談にもあたり、児童の不登校(不適應)、問題行動、児童虐待等の課題の改善・解消に向けて取り組んだ。

#### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・子どもと親の相談員連絡協議会における相談員からの報告によると、児童の個々の悩みに寄り添うほか、保護者からの相談を受けるなど、学校と家庭のつなぎ役となり、配置された学校における相談体制が構築された。
- ・学校における教育相談体制が強化され、不登校児童や不登校傾向児童の減少につながったことから、

今後も同様に支援を継続する。

- ・児童や保護者との関わりや教職員との連携など効果のあった取組を連絡協議会等で周知していく。

#### (D) 電話による相談体制の充実

##### 【平成24年度取組の概要】(義務教育課)

- ・島根県教育センター(浜田教育センターを含む)に相談電話を開設し、休日も含めていじめ等の相談に応じた。全体で919件の電話相談があった。
- ・平成25年1月に、いじめに関する相談の充実を図るため、「いじめ110番」の名称を「いじめ相談テレフォン」と変更した。また、対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」を紹介して連携を図った。
- ・「いじめ相談テレフォン」の周知のため、平成24年7月と平成25年1月に児童生徒携帯用カードを県内の全児童生徒に配布した。また、新聞(平成25年1月・7紙)や島根県教育委員会発行の広報紙(平成25年2月『教育しまね』)でも広報を行った。

##### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・いじめ、不登校等の相談では、相談者が気持ちを和らげたり、対応の方向性を見つけたりすることに役立っている。
- ・今後も「いじめ相談テレフォン」の周知を図る。

#### (E) 多様な学びの場や居場所の充実

##### (A) 教育支援センター等の運営支援

##### 【平成24年度取組の概要】(義務教育課)

- ・各地域において、不登校児童生徒が家庭や学校以外で学習や活動する場を充実するために、県全体で10市町12施設の教育支援センターに運営費の財政支援を行った。また、民間施設2施設と児童養護施設3施設に指導員を配置し、教育的支援のあり方等の調査研究を実施した。これらは、集団生活や学習、体験活動などの機会の提供を通して、学校への復帰や将来の社会的自立を目指すものである。

##### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・不登校児童生徒にとって、学校外の居場所となり、さらには学習と集団生活の支援の場として多くの子どもの学校復帰に繋げることができた。特に、進学を控えた中学生にとって学力を身につける場となっている。
- ・ここでの様々な活動によって、自信をつけて学校に通い始める児童生徒も多いことから引き続き支援を行う。

##### (B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

##### 【平成24年度取組の概要】(義務教育課)

- ・県事業として実施してきた「こころの架け橋」支援事業について、平成24年度より「教育支援センター等運営事業」に整理統合し、家に引きこもっていることの多い児童生徒に対する市町村の取組を支援した。
- ・この事業において、家庭訪問(平成24年度179人(平成23年度227人))を行ったり、当該児童生徒が安心して過ごせる居場所や体験活動の場(平成24年度2,166人(平成23年度1,681人))を開設することにより、活動範囲を広げるきっかけづくりを行った。

##### 【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・児童生徒のニーズに応じた支援環境を設定したり、積極的に家庭訪問を行うことにより、活動に参加する児童生徒が増加し、活動範囲を広げるきっかけとなったことから、支援を継続する。



## (2) 特別支援教育の充実

### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

| 数値目標項目                      |       | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>数値(実績) | 平成25年度<br>数値(目標) |
|-----------------------------|-------|-------------------|------------------|------------------|
| 「個別の教育支援計画」を作成している<br>学校の割合 | 小・中学校 | 65.1%             | 74.0%            | 80%              |

### (ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

#### 【 平成24年度の取組の概要 】(特別支援教育課)

- ・ 県内のすべての地域において、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるようにするため、これまでにすべての公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置等の体制整備が行われた。
- ・ すべての公立小・中学校、高等学校において、保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター(特別支援学校及び小・中学校、高等学校の教員)を指名するとともに、各教育事務所管内毎に広域特別支援連携協議会を設置し、専門家チームや巡回相談員による学校等への支援体制の整備を進めた。
- ・ 専門家チームによる相談支援の実施率は、幼稚園73%、小学校61%、中学校68%、高等学校58%であった。また、巡回相談員による相談支援の実施率は、幼稚園90%、小学校86%、中学校88%、高等学校50%であった。
- ・ 県内全域において、市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置を行い、市町村における支援体制の整備を図った。

#### 【 評価、今後の対応 】(特別支援教育課)

- ・ 各校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの校内支援体制は整備されたが、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成、専門家チームの活用などは今後も周知が必要である。
- ・ すべての公立学校で校内支援体制が整備されたことから、この体制をうまく機能させていく必要がある。このため、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援について、学校内で十分な議論の下に取り組んでいけるように助言や援助を行う。
- ・ 保育所、幼稚園などにおける就学前の障がいのある乳幼児等については、早期からの支援が重要であることから、保育士や教職員に対する障がいへの理解と支援の実践力の向上を図る。
- ・ 今後、スーパーコーディネーター(特別支援学校教員)を配置し、研修会の実施や巡回指導等により、小中学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。
- ・ 高等学校における発達障がい等のある生徒への支援を図るため、ソーシャルスキルトレーニング担当教員を配置し、高等学校における特別支援教育の校内体制の整備のあり方についての検討を進める。

### (イ) 社会的・職業的自立の促進

#### 【平成24年度の取組の概要】(特別支援教育課)

- ・特別支援学校高等部で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するために、医療・福祉・労働等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進事業」を県内すべての特別支援学校において実施した。進路開拓や障がい者雇用の推進などのための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における進路指導を強化するとともに、知的特別支援学校においては、就労支援コーディネーターを委嘱し、生徒の現場実習先の確保や進路開拓を行った。
- ・特別支援学校においては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、小学部段階からキャリア教育の推進に取り組んでいる。また、就労に向けての移行支援計画を作成し、関係機関との連携の中でその計画を活用した。

#### 【評価、今後の対応】(特別支援教育課)

- ・特別支援学校の卒業生の一般就労率は32.2%であった。その他の卒業生についても個々の生徒に応じた進路先を概ね確保することができた。キャリア教育の推進については、校内研究に取り組む学校も多く、各学校において担当者を決め、取り組み始めている。
- ・特別支援学校においては、小学部段階からのキャリア教育の推進や卒業生の進路先確保をさらに進めていく必要がある。また、知的特別支援学校においては、職業コース制導入に向け職業教育の充実を図る。
- ・今後も、新たな職場への訪問や現場実習先の開拓を積極的に進めるとともに、医療・福祉・労働等の関係機関と連携して卒業生の進路先の確保に取り組む。

### (ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

#### 【平成24年度の取組の概要】(特別支援教育課)

- ・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障がいのある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
- ・特別支援学校の教員が、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じて学校等に出向き、特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言・研修等を行い、障がいのある幼児児童生徒に対する教育を推進した。

平成24年度の助言・研修等件数：1,256件（うち高等学校の件数：51件）

#### 【評価、今後の対応】(特別支援教育課)

- ・特別支援学校のセンター的機能の活用については、過去5年間の助言・研修等の年間平均件数が1,000件以上あり、現場ニーズが高い。また、課題としていた高等学校の相談支援についても相談件数が増加傾向にある。
- ・今後も、現場ニーズを把握しながら継続して取り組む必要があるため、担当者の専門性の向上に取り組む。

### 3 島根県総合教育審議会の意見（平成25年8月26日開催）

#### ■施策1 関連

・規範やふるまいを子どもたちに伝えるかたちの道徳教育が重要である一方で、話し合い型、問題解決型、対話型といった道徳教育が今とても求められている。自分たちの知識を組み合わせ、様々な規範的な知識、考え方を身に付けていくことが、県の道徳教育の柱として一つあると望ましいのではないかと。

#### ■施策2 関連

・企業の採用担当者から大卒者の採用後3年以内の離職が多いと聞くと、ミスマッチにより企業も入社した本人も非常に不幸なことになるので、ミスマッチを少しでもなくす意味では、インターンシップで、どういう企業なのか、どういう学生なのかをお互いにしっかり見ていくことが必要であり、インターンシップについて企業に声がけしていくことが必要である。

#### ■施策6 関連

・発達障がいの子どもの数が非常に増えていて、通級学級を指導している教員がとても手一杯だということもあり、今後そういう方のケアとか、学級数や教員数を増やすことを考えてはどうか。

#### ■その他

・各課での事業、評価、取組が書いてあるが、子どもたちトータルで見た時に、いじめの問題、不登校の問題、学力の格差の問題などがどのように影響しているのか、どのような相関関係があるのかというまとめをする必要がある。総合的に評価する部分がないといけないので、今後、ビジョンを作る時にそういう視点が必要ではないかと思う。

・全体的に対策的な視点で書かれているところが多いが、予防という視点での取組がこれから必要になってくると思う。

・教職員に対する研修について、研修も必要であるが、方針の徹底が必要である。例えば、勉強を1時間以上やらせることを徹底してください、と端的に言った方がもう少し効果がある。リーフレットの配付や研修よりは、方針の徹底をしていくと大きな力になると思う。

・県教育委員会と市町村教育委員会とが、融合して取り組まなければいけないのではないかと。とりわけ地域教育では、県から直接公民館へとか、県から直接自治会へといった施策が多いが、県と市町村とが連携しながら公民館、地区、自治会の取組を推進していくことが必要であり、今後は県と市町村との連携による取組について色濃く記載してはどうかと思う。

・ふるまい向上のPRなど、地域みんなで、県民みんなでやろうという気運を作る時に、施策に対して責任も出てくると思うので、我々はこういうビジョンで向かっているという施策のPRに今後努めてはどうか。

・ふるまい向上、公民館の活動、社会教育主事が積極的にやっているところなど、島根らしさが出ているところは評価できると思う。

・課とか教育委員会の枠を越えた大きな枠の中で、プロジェクトチームを作り、幅広い大所高所からの検討により、島根でこれをやるんだというものを出すと、本当の意味での島根の教育というのをアピー

ルすることができるのではないか。

- ・あらかじめ定めた数値目標以外に、数値で示せるものがあれば数値で示した方がいいのではないか。
- ・各論で何をしたかは書いてあるが、結局それでどうなったのかについてはわかりにくく、総括のしかたについて少し工夫が必要かもしれない。また、何パーセント達成できていても、地域による違い、校種別による違い、あるいは学校規模による違いがあるかもしれない。トータルのパーセンテージで出すことも必要であるが、もう少し分けて出した方がどこに問題があるのか見えてくる可能性がある。
- ・次期ビジョンを作る上で、10年間の間に大きく教育の情勢が変わってきたため、取り上げなければならないテーマがいくつかある。一つは、グローバル教育の視点をどうするのか。もう一つは、知識基盤型の社会への対応、学びの意欲を向上させ、主体的な学びを促進するということ。もう一つは、島根県は特段弱いと言われているIT教育。こういったことを今後は取り上げていくといいと思う。

(参考資料)

○数値目標・実績一覧

| 取組等<br>(2頁参照) | 数値目標項目  | 対象校           | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>実績値 | 平成25年度<br>数値目標 |
|---------------|---|---------------|-------------------|---------------|----------------|
| 1-(1)-(ア)     | 朝食を毎日とる児童生徒の割合                                | 小学生           | 97.1%             | 97.7%         | 100%           |
|               |   | 中学生           | 91.1%             | 92.1%         | 95%            |
| 1-(1)-(イ)     | 学校給食における地場産物の活用割合                             | 小・中学校         | 46.4%             | 50.8%         | 50%            |
| 1-(2)-(ア)     | 子どもの体力値(親世代(昭和61年度)を100とした場合)との体力比較)          | 中学2年生         | 95.5              | 95.9          | 96.5           |
| 1-(2)-(イ)     | 全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の入賞種目数                 | 中学生<br>高校生    | 41                | 51            | 47             |
| 1-(2)-(ウ)     | 総合型地域スポーツクラブ設置市町村数                            |               | 14                | 14            | 19             |
| 2-(1)         | 全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値              | 小学6年生         | 97.6 ※            | 98.7          | 103            |
|               |   | 中学3年生         | 102.1 ※           | 99.6          | 103            |
| 2-(1)-(ア)     | 国語、算数・数学の勉強は好きだとする児童生徒の割合                     | 小6年国語         | 67.8%             | 69.4%         | 70%            |
|               |   | 小6年算数         | 63.2%             | 62.3%         | 70%            |
|               |   | 中3年国語         | 58.0%             | 60.0%         | 60%            |
|               |   | 中3年数学         | 55.4%             | 57.3%         | 60%            |
| 2-(1)-(イ)     | 学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合                    | 小学6年生         | 52.3% ※           | 58.4%         | 60%            |
|               |   | 中学3年生         | 49.7% ※           | 47.7%         | 60%            |
| 2-(2)-(ア)     | 就職を希望する高校生の就職率                                | 高校生           | 96.7% ※           | 98.3%         | 100%           |
| 2-(2)-(イ)     | 高校生の県内就職率(県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合)         | 高校生           | 74.1% ※           | 78.6%         | 76%            |
| 3-(1)-(ア)     | 平日に家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合                    | 小学生           | 17.9% ※           | 18.4%         | 10%            |
|               |   | 中学生           | 30.8% ※           | 32.7%         | 20%            |
| 3-(1)-(イ)     | 学校図書館を活用した授業を学期に数回以上行った学校の割合                  | 小学校           | 72.7% ※           | 70.3%         | 85%            |
|               |   | 中学校           | 33.5% ※           | 50.5%         | 50%            |
| 3-(2)-(ア)     | 音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施している学校の割合                 | 小・中学校         | 69.0%             | 72.5%         | 80%            |
|               |   | 高等学校          | 81.4%             | 82.5%         | 90%            |
|               |   | 特別支援学校        | 66.7%             | 58.3%         | 80%            |
| 4-(1)-(ア)     | グループ協議やワークショップなどの手法を取り入れた参加体験型の研修を実施している学校の割合 | 小・中・高校、特別支援学校 | 56% ※             | 56%           | 80%            |
| 5-(1)-(ア)     | ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合                    | 小・中学校         | 100% ※            | 100%          | 100%           |
| 5-(1)-(イ)     | 「放課後子ども教室」若しくは「放課後児童クラブ」の何れかを設置している小学校区数の割合   | 小学校           | 84.6% ※           | 87.8%         | 90%            |

| 取組等<br>(2頁参照) | 数値目標項目                  | 対象校   | 改訂時数値<br>(平成23年度) | 平成24年度<br>実績値 | 平成25年度<br>数値目標 |
|---------------|-------------------------|-------|-------------------|---------------|----------------|
| 5-(2)         | 社会教育実践者の養成(延べ研修参加者)人数   |       | 1,382人 ※          | 1,429人        | 1,500人         |
| 6-(1)         | 不登校児童生徒数の割合             | 小・中学校 | 1.41%             | 1.33%         | 1.19%          |
| 6-(2)         | 「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合 | 小・中学校 | 65.1%             | 74.0%         | 80%            |

※「2-(1)、2-(1)-(イ)、2-(2)-(ア)、2-(2)-(イ)、3-(1)-(ア)、3-(1)-(イ)、4-(1)-(ア)、5-(1)-(ア)、5-(1)-(イ)及び5-(2)」の改訂時数値については、平成22年度実績数値を記載しています。

※6-(1)の平成24年度実績値については、調査結果が公表されていないため、学校基本調査の速報値を記載しています。

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○各取組における主な報告書等一覧

| 具体的な取組<br>(しまね教育ビジョン21) | 報告書等   |
|-------------------------|--|
| 1 心身の健康を大切にした教育の推進      | ○平成24年度しまねっ子！元気アップレポート   |
| 2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進 | ○学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック【小学校】<br>○平成24年度島根県学力調査報告書                               |
| 3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育   | ○平成24年度島根県学力調査報告書（再掲）  |
| 4 互いの人権を尊重する教育の推進       | ○島根県人権施策推進基本方針〔第一次改定〕小学生版及び中学生高校生版   |
| 5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進     | ○平成24年度結集！しまねの子育て協働プロジェクト つなぐ・つながる実践発表交流会 実践記録<br>○実証！「地域力」醸成プログラム事業実施に関するヒアリング調査結果報告書 |
| 6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進 | ○平成24年度スクールカウンセラー活用事業報告書   |